

猪選告示第 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 4 項の規定に基づく同法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 並びに同法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日付猪名川町選挙管理委員会告示第 2 1 号は廃止する。

令和 8 年 9 日 1 日

猪名川町選挙管理委員会

委員長 松 村 恵 生

記

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数	8, 0 6 2	人
選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数	4 8 4	人